

葛城市マスコットキャラクター使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、葛城市のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用することにより、葛城市（以下「市」という。）のイメージを確立するとともに、観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図るため、キャラクターを使用する場合の取り扱いに関し、葛城市観光協会長（以下「管理者」という。）が必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、管理者にあらかじめキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体及び学校等が、その業務の目的で使用する場合
 - (2) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
 - (3) その他許可の手続きを必要としないと管理者が認めた場合
- 2 前項(1)の場合については完成見本を提出しなければならない。

(使用許可の期間)

第3条 キャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、使用物件の内容が変更する場合に限り、前条の許可を受けなければならない。ただし、同一の場合はその限りでなく、その場合は、使用期間をさらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(使用許可の基準)

第4条 管理者は、第2条の使用許可申請があった場合において、その内容を適切と認めたときは、第5条の規定により当該使用を許可するものとする。

2 管理者は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

ただし、管理者が特に適切と認めた時はこの限りではない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は、その恐れがある場合

- (2) 特定の政治及び思想の活動に使用しようとする場合
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用する場合
- (4) 特定の個人等の売名に使用しようとする場合
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (6) 市のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げになると認められる場合
- (7) キャラクターを管理者が指定する正しい使用方法に従って使用しないものと認められる場合
- (8) 品質及び性能等に関して公共機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られない場合
- (9) 社会通念上許可することが不適切と認められる場合
- (10) その他管理者が許可しないことが適切であると判断した場合

(使用の許可)

第5条 管理者は、第2条に規定する申請に基づき、許可することが適切と認めるときは、キャラクター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用の不許可)

第6条 管理者は、第4条第2項の規定する申請を許可することが不適切と認めるときは、キャラクター使用不許可書（様式第3号）で申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 管理者が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 管理者が定めた事項を使用対象物に明記すること。
- (4) キャラクターの使用に際し管理者から貸し出された物件を期限までに返納すること。
- (5) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに管理者に提出する

こと。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。

(6) 商標登録出願を行うことは認めないこととする。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、キャラクター使用変更許可申請書(様式第4号)を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請に基づき、許可することが適当と認めるときは、キャラクター使用変更許可書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

3 前項の許可については、前条の規定に準ずるものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 管理者は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとし、許可の取消し理由を付し使用者に書面で通知するものとする。

(1) 第4条第2項に該当、又は、第8条に違反していると認めるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 管理者は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

4 前項に規定する使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

5 管理者は、前項に規定するもののほか、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(キャラクターに関する権利)

第11条 キャラクターに関する一切の権利は、管理者に属する。

(損害賠償)

第12条 第10条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより管理者に損害を生じさせた場合、その損害額を賠償しなければならない。

(実績報告)

第13条 販売業者においては、許可日から1年毎に、キャラクターを使用

した物件の売上等の実績の報告をすることとする。

(情報の公開)

第14条 管理者は、キャラクター等の利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクター等の利用状況について情報を公開することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

キャラクター使用許可申請書

年 月 日

葛城市観光協会長 様

申請者 住 所
団体等名称
代表者氏名
電 話 番 号

印

葛城市マスコットキャラクターを下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
販売予定価格 (販売目的でない場合、記入不要)	
使用数量	
担当者連絡先 (所属・氏名・電話)	
添付書類	1. 企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等） 2. 申請者の概要・現況を示すもの 3. その他

様式第2号（第5条関係）

キャラクター使用許可書

第 年 月 日 号

様

葛城市観光協会長 印

年 月 日付で申請のありました、葛城市マスコットキャラクターの使用に関し、下記のとおり許可します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
販売予定価格	
使用数量	
許可番号	第 号
使用条件	1. 葛城市マスコットキャラクター使用要綱及び本許可書の内容を遵守すること。 2. 商標登録等は一切認めない。 3. 完成品それぞれに許可番号を明示すること。 4. 使用前に完成見本を提出し、確認を受けること。

様式第3号（第6条関係）

キャラクター使用不許可書

第 号
年 月 日

様

葛城市観光協会長 印

年 月 日付けで申請のありました葛城市マスコットキャラクター
使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

様式第4号（第9条関係）

キャラクター使用変更許可申請書

年 月 日

葛城市観光協会長 様

申請者 住 所
団体等名称
代表者氏名 印
電話番号

葛城市マスコットキャラクターの使用を下記のとおり変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
使用対象物件		
使用目的		
使用期間		
使用数量		
変更理由		
その他		
許可番号	第	号

（注）変更内容が確認できる資料等を添付してください。

様式第5号（第9条関係）

キャラクター使用変更許可書

年 月 日

様

葛城市観光協会長 印

年 月 日付で変更申請のありました、葛城市マスコットキャラクターの使用に関し、下記のとおり変更を許可します。

記

	変更前	変更後
使用対象物件		
使用目的		
使用期間		
使用数量		
変更理由		
その他		
許可番号	第	号



(れんかちゃん)

『 蓮花ちゃん 』



葛城市マスコットキャラクター

キャラクターの使用方法について

葛城市マスコットキャラクターの使用に当たっては使用要綱に定めるもの及び使用許可書に記載されたものの外、この使用方法に従ってください。

1. キャラクターを使用する場合

- ① 貸出しする CD-ROM に格納されている画像データを使用してください。
- ② 拡大・縮小して使用することは可能です。
- ③ 縦横比の変更は認めません。
- ④ 色調の変更は認めません。ただし、モノクロでの使用は可能です。
- ⑤ キャラクターのポーズの変更など、デザインの変更は認めません。

2. その他

- ① キャラクターの使用に当たっては、葛城市マスコットキャラクター使用要綱、許可書の内容及びこの使用方法に反しないか十分に検討した上で使用してください。少しでも疑義がある場合は、管理者まで問い合わせてください。
- ② 使用前に当該物件の完成見本を提出し、確認を受けてください。
- ③ 貸与した CD-ROM は、貸出後、2週間以内に返却して下さい。

葛城市マスコットキャラクター関連商品（グッズ）概要書

商品（グッズ）名	
商品区分	
製造元 （連絡先）	（電話） （担当者名）
取扱店等（予定含む）	
販売価格（税込）	
商品に対する 一口コメント	
商品（グッズ）の写真	